

補助金調書

補助金名	中山間地域等直接支払制度補助金				担当課 (連絡先)	農林水産局総務農林部 (農業振興・イノシシ等対策担当) (TEL092-711-4852)
交 付 先	☐ 団体	集落協定締結集落			区分	その他の補助金
交付先決定方法	☐ 非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	補助目的を達成し得る事業実施主体が限定されるため。					
補助開始年度	平成12	年度	経過年数	26	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	農業の生産条件が不利な中山間地域等における農業生産活動を継続できるよう支援し、農業の有する多面的機能の確保及び地域の活性化を図る。 振興山村地域及び地域の実態に応じて都道府県知事が指定する地域等における、急傾斜農用地及び緩傾斜農用地等において、継続的な農業生産活動を行う集落に対して、交付金を交付する。					
補助金の終期	令和11	年度	延長回数	3	回	
終期を延長する 理由	当事業の取組は、耕作放棄地の発生防止や共同作業を行うことによる集落内の協調性の強化、後継者、担い手との情報交換等、集落内の活性化に繋がっているものの、協定参加者の高齢化や後継者不足により協定参加者、協定農用地が減少傾向にある。 以上のことから今後も事業継続を実施する必要があるため、「多面的機能支払」及び「環境保全型農業直接支払」と併せて、「日本型直接支払制度」として引き続き積極的な推進を行う。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	☐ 定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 農用地(10aあたり) 田 急傾斜 21,000円以内 緩傾斜 8,000円以内 畑 急傾斜 11,500円以内 緩傾斜 3,500円以内 農業生産活動等の体制整備のための取組を行う集落に対しては、上記の10割、それ以外は8割を交付。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	16 件	16 件	16 件		
	17,091 千円	15,221 千円	15,221 千円	15,277 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	16集落の延べ85haの農用地に対し、交付金を交付した。 ○集落の事業実施内容 ・協定農用地、農道、水路の維持管理 ・鳥獣害対策 ・周辺林地の下草刈り等多面的機能を増進する活動					
補助金交付 による効果	農業生産が維持され、耕作放棄地の発生防止、農用地の保全、多面的機能の確保及び地域の活性化に繋がっている。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。